犬や猫の適正な飼い方について

人と動物が共生できる社会の実現は、
動物を飼っている人の一人ひとりの心掛けからです。
飼い始めたら最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

犬	猫
登録をしてください。（生涯に１回）	所有者が分かるようにしておきましょう。
首輪に名札を付けておきましょう。	
毎年、狂犬病予防注射を受けさせてください。	屋内飼育をしましょう。 ※外で猫を飼うことで、飼い主の知らないうちに他人の家の庭を荒らしてしまったり、交通事故にあったりする危険もあります。
散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう。	
人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。 ※鳴き声やふん尿などが原因で、近所とトラブルになってしまう場合があります。	
不妊・去勢手術を受けさせましょう。※不幸な子犬や子猫を増やさないようにしましょう。 ◆市では、犬や猫に避妊・去勢手術を受けさせた人に助成金を交付しています。	
（オス）…1,500円 （メス）…3,000円	（オス）…1,500円 （メス）…2,000円
※避妊・去勢手術をお考えいただく際は、かかりつけの獣医師によくご相談ください。 ※手術をした日の年度内（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に申請をお願いします。	

問合先　環境産業部環境保全室（☎82－8081）

年金だより　保険料免除・納付猶予制度

市民文化部保険年金室（☎84－5005）、日本年金機構津年金事務所（☎059－228－9112）

国民年金保険料（月額16,260円［平成28年度］）の納付が経済的に困難な場合、保険料が免除または納付が猶予される「保険料免除・納付猶予制度」があります。

▷所得要件などがあります。

▷平成28年７月から、納付猶予の対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大されます。

※詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。　URL http://www.nenkin.go.jp/

＜保険料免除・納付猶予が申請できる期間＞

▷過去期間…保険料の納付期限から２年を経過していない期間
（申請時点から２年１カ月前までの期間）

▷将来期間…７月～翌年６月（承認の審査は年度単位で行います）

※平成28年度分（平成28年７月分～平成29年６月分）の申請は、７月１日（金）から受付を開始します。

※引き続き保険料免除・納付猶予の承認を希望する場合も、再申請が必要です。